

子育て支援短期利用事業 ご案内

病気・出産・介護・仕事などで、お子さんの育児に一時的にお困りのとき、施設でお預かりします。

こども家庭支援センター ぽけっと

〒745-0801 山口県周南市久米 1347 番地
TEL0834-25-0605 FAX 0834-25-0033

児童養護施設 共楽養育園

〒745-0801 山口県周南市久米 1347 番地
TEL0834-25-0017 FAX 0834-36-0017

子育て支援短期利用事業（市町委託契約事業）

1. ショートステイ

①ショートステイとは

疾病、出産、看護、事故、災害等の理由で一時的に家庭での養育が困難になったとき、また、育児不安や育児疲れなどの保護者の身体的、精神的不安解消のため必要なときにご利用できます（原則7日以内）。

また、母子で経済的な理由があつて、緊急一時的に必要とする時にも利用できます。

②対象児童は

1歳から18歳までのお子さんを共楽養育園でお預かりいたします。

③利用料は

1日の利用料金は次のとおりです。

利用者の世帯区分	利用料		
	2歳未満	2歳以上	緊急一時保護の母親
生活保護世帯	0円	0円	0円
市町民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

2. トワイライトステイ

①トワイライトステイとは

残業等で帰りが遅くなり、夜間、家庭での養育が難しいとき、夜10時までご利用できます。（原則として6か月程度）保育園・幼稚園での保育終了後の養育も可能です。

②対象児童は

1歳から18歳までのお子さんを共楽養育園でお預かりいたします。

③利用料は

1日の利用料金は次のとおりです。

利用者の世帯区分	利用料	
	日帰りの場合（18時～22時）	宿泊する場合
生活保護世帯	0円	0円
市町民税非課税世帯	300円	600円
その他の世帯	750円	1,500円

☆利用開始、終了時の送迎は基本的に保護者でお願いします。

3. 休日預かり事業

①休日預かり事業とは

保護者の方がお仕事で恒常的に休日に不在の場合、午前8時から午後6時までの間、お子さんをお預かりするものです。

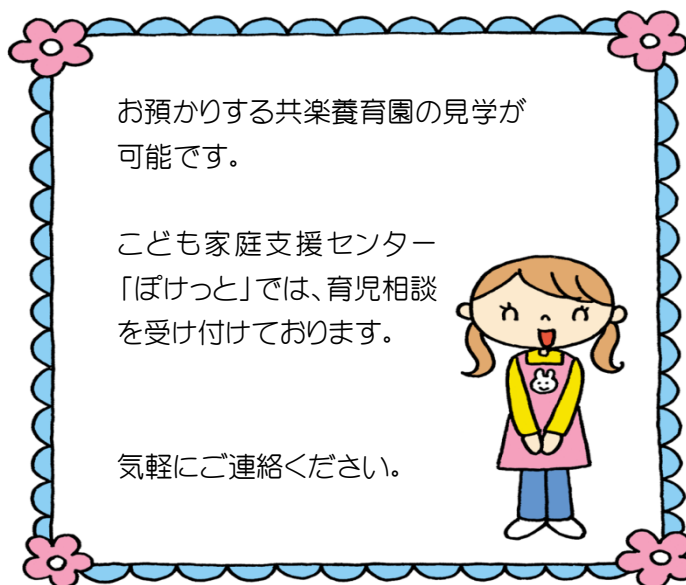
②対象児童は

1歳から18歳のお子さんを共楽養育園でお預かりいたします。

③利用料は

1日の利用料金は次のとおりです。

利用者の世帯区分	利用料		
	2歳児未満	2歳児以上	緊急一時保護の母親
生活保護世帯	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯	350円	350円	350円
その他の世帯	1,350円	1,350円	1,350円



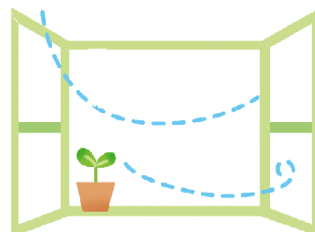
4. 相談、問い合わせは

こども家庭支援センター「ぼけっと」

〒745-0801 周南市久米1347番地

電話 0834-25-0605

FAX 0834-25-0033



児童福祉法の児童家庭支援センターです。従って、第2種社会福祉事業として国と山口県の認可を受け、相談事業を行っています。こども家庭支援センター「ぼけっと」は児童養護施設「共楽養育園」に併設しています。ご利用者からの問い合わせがあれば共楽養育園と市、町との調整（市、町が必要と認めたとき利用できます。）に務めます。また、抱えていらっしゃるご相談に応じます。

5. お預かり施設

児童養護施設「共楽養育園」

〒745-0801 周南市久米1347番地

電話 0834-25-0017 FAX 0834-36-0017

☆児童養護施設「共楽養育園」とは

児童養護施設は児童福祉法に定められた児童福祉施設のひとつです。児童養護施設は、こどもたちの幸せと心豊かで健やかな発達を保障し、自立を支援しています。ここではさまざまな事情で、家族による養育が困難な2歳から18歳の子どもたちが協調性や思いやりの心を育みながら生活しています。



6. 市、町の窓口

市町の窓口	住所	T E L
下松市児童家庭課	〒744-8585 下松市大手町 3-3-3	0833-45-1836
岩国市こども支援課	〒740-8585 岩国市今津町 1-14-51	0827-29-5076
光市子ども家庭課	〒743-0011 光市光井 2-2-1	0833-74-3005
柳井市社会福祉課	〒742-8714 柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111
周南市こども家庭課	〒745-8655 周南市岐山通り 1-1	0834-22-8460
周防大島町福祉課	〒742-2521 大島郡周防大島町西安下庄 3920-21 たちばなケアプラザ	0820-77-5505
和木町保健福祉課	〒740-0061 玖珂郡和木町和木 1-1-1	0827-52-2195
上関町民生課	〒742-1420 熊毛郡上関町長島 503	0820-62-0184
田布施町町民福祉課	〒742-1592 熊毛郡田布施町下田布施 3440-1	0820-52-5811
平生町健康福祉課	〒742-1195 熊毛郡平生町大字平生町 210-1	0820-56-7115

7. ご利用にあたって

①学校への連絡

お子さんの通学している学校に、ショートステイの利用期間と利用施設名（共楽養育園）を必ず連絡してください。

②連絡方法

緊急時の保護者への、確実な連絡方法を決めてください。

③用意していただく物

- | | |
|----------------------|--------|
| ・健康保険証（生活保護受給カードの写し） | ・帽子 |
| ・靴や下着等の着替え | ・バスタオル |
| ・パジャマ | ・歯ブラシ |
| ・タオル | ・オムツ |
| ・教科書などの学用品 | ・学校の制服 |
- ※持ち物にはご記名ください。

☆その他、持ち物について不明な点をご相談ください。

なお、記入書類がございますので、前もって当園にお越しいただくか、当日の来園時に多少の時間の余裕を持ってお越しください。

8. 共楽養育園の1日

時間	6歳以下の幼児日課	小学生以上の日課
6:00	起床・洗面・朝食	起床・洗面・朝食
7:15		登校
8:30	登園	
10:30	日中保育	
12:00	昼食	
15:00	おやつ・自由遊び	下校・おやつ
17:00	集い・入浴	宿題・自由遊び
18:00	夕食	集い・掃除
19:00	余暇・テレビ視聴	夕食
20:00	就寝	入浴・学習・余暇・テレビ視聴
21:00		小学生就寝
22:00		中学生就寝

9. 交通案内

- ・防長バス 旭ヶ丘団地行きに乗車し、西光寺バス停で下車 徒歩1分
- ・JR 山陽本線・岩徳線 櫛ヶ浜駅より 徒歩30分 タクシーで5分

